

# ヘルプマーク等について

## 1 ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。

多様な主体による活用を図り、援助が必要な方が日常的に様々な援助が得られる社会づくりを推進するもの。

## 2 対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

## 3 ヘルプマーク



※ ヘルプマークのデザインについては、著作権は東京都に帰属するとともに、商標登録されていることから、デザインを変更することはできない。

## 4 取組内容

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

## 5 活用例（ヘルプカード）

緊急連絡先や必要な支援内容等を記載し、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるもの。



## 6 普及状況

現在、東京都のほか、京都府、大阪府、青森県、神奈川県、岐阜県、滋賀県、徳島県、栃木県、奈良県、広島県、和歌山県の1都2府9県で導入。

担当課：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

担当者：制度グループ主幹 岩佐 元明

連絡先：011-231-4111（内線 25-707）